

代理人選任届

この届書は、太枠の中を**登録なさる方が全部**ご記入ください。

代理人	住所				
	氏名		生年月日	大昭 平令	年 月 日
代理事項	1. 印鑑登録申請 2. 印鑑登録証・カード亡失届 3. 印鑑登録廃止届・カード廃止届	本人が来庁できない理由			
		仕事・病気 その他の場合には下に記入してください。 ()			
私は上記の者に、上記事項を代理させることとしましたのでお届けします。 令和 年 月 日 八代市長殿					
本人	住所	八代市			登録印
	氏名		生年月日	大昭 平令	

記入時に押印してください ▲

【 記入についての注意 】

よくお読みください

印鑑証明は、土地・車など財産にかかる本人の証明として使われるものです。そのため、登録等の扱いも慎重に行っておりますので、印鑑登録申請に関する書類が正しく記入されていない場合、受付をお断りする場合がありますのでご注意ください。

- ◆ この届書は**登録なさる方が全部**ご記入ください。
(本人の欄をはじめ、**代理人の欄も**登録なさる方がご記入ください。)
- ◆ 持ってきていただくもの
 - ・代理人選任届
 - ・登録する印鑑
 - ・登録なさる方の本人確認ができるもの：登録される方の健康保険資格確認書・年金手帳
運転免許証・旅券・在留カード・マイナンバーカード等
 - ・代理人の方の本人確認ができるもの：運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真入りの証明書（これらがなくときは健康保険資格確認書・年金手帳等を2点提示）
- ◆ 代理人による印鑑登録は、印鑑登録証明書の発行まで数日必要となります。
代理人による印鑑登録は、『代理人選任届』をお持ちいただいて手続きを行った後、登録なさる方宛に『照会書』を郵送いたします。この『照会書』を、登録なさる方にご記入いただき、（代理の方が）お持ちいただくことで、印鑑の登録が完了し、『印鑑登録証明書』の発行が可能となります。照会書の有効期限は発送された日から20日間です。
- ◆ 『代理人選任届』をお持ちいただいても、その日のうちに『印鑑登録証明書』の発行はできませんのであらかじめご了承ください。